

平成17年度(第5回)北海道アマチュアゴルフ選手権ハンディキャップ競技
【男子A】 59歳以下・JGAハンディキャップ12.4まで

スタート時刻及び組み合わせ表

[第1ラウンド 2005年6月17日(金)]
新千歳カントリークラブ(ハマナス バック)
主催:北海道ゴルフ連盟

インNO.10(ハマナス IN)

| 組 | 時刻 | 氏名 | 所属 | HC | 氏名 | 所属 | HC | 氏名 | 所属 | HC |
|----|------|--------|------------|------|-------|----------|------|--------|----------|-----|
| 1 | 8:00 | 小野地 幹久 | 新千歳 | 8.6 | 加藤 泰樹 | HGA 個人会員 | 12.0 | | | |
| 2 | 8:08 | 長山 昌弘 | シャトレゼ石狩 | 9.6 | 越田 雅人 | グレート札幌 | 12.0 | | | |
| 3 | 8:16 | 佐藤 秀史 | クラブシェイクスピア | 11.1 | 三浦 利朗 | メイフラワー | 10.0 | 長谷川 正昭 | 札幌エルム | 9.0 |
| 4 | 8:24 | 畠山 邦雄 | HGA 個人会員 | 10.8 | 小松 文夫 | 新千歳 | 5.4 | 前野 二郎 | 御前水 | 8.0 |
| 5 | 8:32 | 田口 圭一 | HGA 個人会員 | 7.1 | 藤井 憲幸 | シャトレゼ石狩 | 8.4 | 出村 健一 | HGA 個人会員 | 8.2 |
| 6 | 8:40 | 岡崎 宗隆 | シャトレゼ石狩 | 9.9 | 松岡 峰雄 | サホ口 | 9.0 | 平井 和美 | HGA 個人会員 | 9.7 |
| 7 | 8:48 | 大谷 真志 | 石狩川江別 | 5.2 | 黒岩 勝利 | HGA 個人会員 | 12.1 | 濱口 善弘 | 白金 | 8.0 |
| 8 | 8:56 | 岩川 力 | メイフラワー | 10.0 | 操上 真白 | 白金 | 9.0 | 前田 博孝 | シャトレゼ石狩 | 6.0 |
| 9 | 9:04 | 多田 伸也 | 旭川メモリアル | 9.9 | 高島 光洋 | 御前水 | 9.0 | 廣田 敦 | HGA 個人会員 | 9.4 |
| 10 | 9:12 | 山下 仁志 | HGA 個人会員 | 3.0 | 田辺 康志 | HGA 個人会員 | 5.8 | 辻 昭男 | HGA 個人会員 | 6.0 |

1. 欠場者のあるときは本スタート時刻及び組み合わせ表を変更する場合がある。
2. 欠場の場合 競技前日までは北海道ゴルフ連盟事務局(011-221-4564)、
競技当日は開催コース内の大会競技委員まで連絡のこと。
(新千歳カントリークラブ 0123-21-2111)
3. 参加申し込み時点から競技当日の間に、ハンディキャップの変更があった場合、競技者は委員会に届け出た上、競技当日のハンディキャップを使用しなければならない。
ただし、これにより参加するクラスに変更が生じる場合には6月16日(木)午後5時までに北海道ゴルフ連盟まで連絡すること。
4. 指定練習日 6月10日(金)、14日(火)、16日(木)とする。
1日に限り開催倶楽部の会員並の扱いで練習ができる。
(練習ラウンドに際しては予めスタートの予約の上、その指示に従って練習すること。)

競技委員長 相澤良美

平成 17 年度 (第 5 回) 北海道アマチュアゴルフ選手権ハンディキャップ競技
平成 17 年度 (第 17 回) 北海道高齢者ゴルフ大会
兼
平成 17 年度 (第 18 回) 全国健康福祉祭 (ねんりんぴっく) ぷくおか北海道予選会

開 催 日 : 平成 17 年 6 月 17 日 (金)

開 催 コース : 新千歳カントリークラブ

(ハマナスコース)

競 技 の 条 件

1 . ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2 . 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。 (ゴルフ規則書 161p 参照)

3 . 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

4 . ホールとホールの間での練習禁止

競技者は、プレーを終えたばかりのホールの、

(a) グリーン上やその近くで練習ストロークをしたり (b) グリーン上で球を転がしたりしてはならない。

これらに違反した場合、競技者は次のホールで 2 罰打を受ける。ただし、ラウンドの最終ホールでのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。 (ゴルフ規則書 58p、165p 参照)

5 . プレーの中断と再開

(1) プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格 (ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

6 . 移 動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する。 (ゴルフ規則書 166 ページ参照)

但し、9- 10 (ハウス)、18- 1 (ハウス) の間に設置してあるリフは使用することができる。

7 . キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。 (ゴルフ規則書 163 ページ参照)

ローカルルール

- 1.アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 2.修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- 3.ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 4.排水溝は動かさない障害物とする。
- 5.人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
- 6.樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
- 7.グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 (B)5』を適用する。

(ゴルフ規則書 153 ページ参照)

注 意 事 項

- 1.競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。
- 2.グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 3.競技者は指定のスタート時刻の10分前までに所定のティインググラウンド付近に待機し、競技委員より競技用スコアカードの交付を受けること。委員は競技用スコアカードを競技者立ち会いのもとにマーカーに交付する。
- 4.プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則書 52 ページ参照)
- 5.競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1人200円(24球)を限度とする。
- 6.当クラブの打ちっぱなし練習場は奥行き130y程であるため、アプローチの練習に限られる。

競技委員長 相澤良美